

住所・氏名は、住民票に記載の住所を記入して下さい。  
申請被相続人居住用家屋及びその敷地等の所在地は、閉鎖事項証明書  
(※ 右ページの書類)に記載の所在を記入して下さい。

閉鎖事項証明書

別記様式1-2：被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却した後又はその全部が滅失した後における譲渡の  
(租税特別措置法第35条第3項第2号)

被相続人居住用家屋等確認申請書

申請者 住所 浜松市中央区元城町103-2  
氏名 浜松 太郎 電話 053-457-2231

日中連絡のつく番号  
を記入して下さい。

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(租税特別措置法第35条第3項第2号イ)、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」(同号ロ)及び「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」(同号ハ)、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の居住の用に供することができない事由として政令で定める事由(※1)(以下「特定事由」という。)により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合(政令で定める要件(※2)を満たす場合に限る。)における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用(以下「対象従前居住の用」という。)を含む。)に供されていた家屋」(同条第5項柱書)及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと(当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかったこと)」(同項第3号)に該当すること

(※1) 通知における特定事由と同じ。(※2) 通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等(※3)の所在地 浜松市中央区元目町字浜松120-1  
申請被相続人居住用家屋の建築年月日(※4) 昭和56年5月30日 又は滅失の日(※5) 令和5年11月30日  
被相続人の氏名及び住所 (住所) 浜松市中央区元目町120-1 (氏名) 浜松 花子 申請者からみた続柄 母  
相続したもの(日) 令和3年10月2日 譲渡日(※6) 令和6年1月1日  
相続人の氏名及び住所 (住所) 浜松市中央区中央一丁目12-7 (氏名) 浜松 次郎  
相続人の数(申請者含む)  2名以下  3名以上

浜松

亡くなった方の住所・氏名を記載して下さい。

複数人で相続をした際に、申請者以外の相続人を記載して下さい。  
※1人で相続した場合は、空欄。

亡くなった方の財産を売却し、相続人の中で売却金を分配する場合は✓を入れて下さい。

複数人で相続をした際に、該当する相続人の数に✓を入れて下さい。

表題部 (主である建物の表示) 調製 不動産番号  
所在図番号 [余白]  
所在 浜松市元目町字浜松120番地1 [余白]  
浜松市中央区元目町字浜松120番地1  
家屋番号 [余白]  
①種類 ②構造 ③床面積㎡ 原因及びその日付【登記の日付】  
居室 [余白] [余白] [余白] 昭和56年5月30日新築  
[余白] [余白] [余白] 令和5年11月30日取壊し [令和5年12月10日同日閉鎖]

権利部(甲区) (所有権に関する事項)  
順位番号 登記の目的 受付年月日・受付番号 権利者その他の事項  
1 所有権保存 [余白] [余白] 所有者 浜松市中央区元目町120番地の1 浜松 花子 順位1番の登記を移記  
2 所有権移転 令和3年11月10日 第12346号 原因 令和3年10月2日相続 共有者 浜松市中央区元城町103番地の2 持ち分2分の1 浜松 太郎 持ち分2分の1 浜松 次郎



被相続人居住用家屋等確認書

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日 年 月 日  
確認を行った市区町村長 印

これは閉鎖された登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、閉鎖された登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和5年2月6日 静岡地方務局浜松支局 登記官



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号

( 1 / 1 )

1 / 1